

金融機関向けIFRS最新情報

2014年1月の動向



目次

1.金融商品： 分類及び測定	P. 3
2. 金融商品： 金融資産の減損	P.10
3. リース	P.16
4. 保険契約	P. 23

金融商品：分類及び測定

分類及び測定 (1/6)

IASBは公開草案「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正(IFRS第9号(2010年)の修正案)の再検討」(以下、限定的修正ED)について議論した。

金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との相互関係

スタッフは、金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との相互関係について受け取ったフィードバックは限定的修正EDにおいて受け取った他のフィードバックと整合していると述べた。すなわち、ほとんどの関係者は金融資産に対する強制的なFVOCIの測定分類の導入の提案を支持しており、IASBの目的の達成に貢献することに同意している。しかしながら、上述のように、相互関係についてコメントした回答者の多くは、保険契約負債を有する企業に対する会計上のミスマッチに対処するために、追加の変更を望んでいる。

IASBスタッフの見解は、その他の包括利益を通じた公正価値で測定するものの導入は、保険会社の懸念に対処するのに十分であるというものである。一部のIASBメンバーは、保険契約についてのIFRSとの相互関係を完全に理解せずに、IFRS第9号「金融商品」を完成させることは適切ではないかもしれないとの見解を表したが、過半数のIASBメンバーは、基準の公表に差し迫った必要性があるため、IFRS第9号を完成させることが重要であると考えた。

保険契約とIFRS第9号の相互関係は、IFRS第9号の最終化の中で別個に取り扱われるのではなく、保険契約についてのIFRSの再検討において議論される。

分類及び測定 (2/6)

表示及び開示

2013年11月、IASBは強制的な測定区分として、FVOCIをIFRS第9号に導入するという限定的修正EDにおける提案を確認することを暫定的に決定した。その際に、IASBは、金融資産を管理する企業の事業モデルが変更された時に、企業はすべての影響のある金融資産をIFRS第9号及び限定的修正EDに定められている分類変更の仕組みに従って分類変更しなければならないことについても確認することも暫定的に決定した。スタッフは、さらにIASBは下記の関連する開示及び表示の提案についても確認することを提案した。

1. IFRS第7号「金融所品:開示」の12B項は、強制的なFVOCI測定区分への分類変更及び強制的なFVOCI測定区分からの分類変更に拡大されるべきである。結果として、この開示は、IFRS第9号に従って発生する全ての分類変更に対して適用される。
2. IFRS第7号の12C項は、FVPLからFVOCIへの分類変更に拡大されるべきである。結果として、この開示は、すべてのFVPLからの分類変更に適用される。
3. IFRS第7号の12D項は、(i)FVPLからFVOCIへの分類変更、及び(ii)FVOCIから償却原価への分類変更に拡大されるべきである。
4. IAS第1号の82項は、FVOCIからFVPLへの分類変更を含むように修正されるべきである。結果として、資産がFVOCIからFVPLへ分類変更される時には、損益に分類変更されることになる従前はOCIに認識されていた金額は包括利益計算書において別個に表示される。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

分類及び測定 (3/6)

表示及び開示(続き)

スタッフはさらに、資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に含まれる判断を、IAS第1号「財務諸表の表示」に、財務諸表において認識された金額に重要な影響を与える可能性のある判断の例示として追加すべきという提案について確認することを審議会に提案した。

これは、以下の場合には金融資産がFVPL以外の分類に適格であるという資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関連している。

1. 規制対象金利を有しており、当該利率が時の経過に対する対価とおおむね整合する対価を提供し、基本的な貸付タイプのリターンと整合しないキャッシュ・フローのリスク又は変動性に対するエクスポージャーを生じない場合かつ / 又は
2. 重大なプレミアムまたはディスカウントで取得され、額面(発生した未払いの利息を加算)で期限前償還可能(及び、契約の早期終了に対する合理的な追加的補償を含んでいる可能性がある。)であるが、当該金融資産の当初認識時における期限前償還の特徴の公正価値が僅かである。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

分類及び測定 (4/6)

IFRS第9号への移行 - 初度適用企業による比較情報の表示及びIFRS第9号の早期適用

スタッフは、IFRS第9号への移行において、既存のIFRS財務諸表の作成企業は比較期間を修正再表示することを要求されない点から、初度適用企業は、最初のIFRS報告期間の期首がIFRS第9号の発効日から1年経過した日より前であれば、IFRS第9号に準拠した比較情報の開示からは免除されるべきであると考えていると述べた。この免除は完全版のIFRS第9号が公表された後に、完全版のIFRS第9号を適用した初度適用企業にのみ適用されるべきであり、同様に、完全版のIFRS第9号が公表されてから6ヶ月後の日以後は、以前の版のIFRS第9号の新たな早期適用は認められない。

何人かのメンバーは最終の版が完成し、公表された後も以前の版のIFRS第9号の適用が可能か否か、可能な場合に期間のあるべき長さについては異なる見解を表した

審議会はスタッフの提案に同意した。

初度適用企業及び既存のIFRS財務諸表の作成企業によるIFRS第9号の早期適用

スタッフは既存のIFRS財務諸表の作成企業及び初度適用企業について、以下を提案した。

1. 完全版のIFRS第9号の早期適用を認める。
2. もし、彼らの適用開始日が完全版のIFRS第9号の公表より6ヶ月後の日以後は、以前の版のIFRS第9号の新たな早期適用は認めない。しかしながら、企業が6ヶ月の時間枠の期限前に、以前の版の早期適用をしていた場合には、完全版のIFRS第9号の強制発効日まで以前の版の継続適用が認められる。

審議会はスタッフの提案に同意した。

分類及び測定 (5/6)

IFRS第9号への移行 - 特定の分類及び測定要求の適用、及び減損の移行に関する論点

IFRS第9号への移行において、移行と開示の観点から、金融資産の当初認識時に存在した事実と状況に基づいて資産の金利の改変後の貨幣の時間価値要素を評価することが企業にとって実務上不可能(IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」にて定義)である場合には、企業は資産の金利の修正に関する個別の要求事項を考慮にいれることなく金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価しなければならないことについて、スタッフはIASBに再確認することを提案した。加えて、それらの場合においては、企業はそれらの資産の認識が中止されるまで、影響のある金融資産の帳簿価格の開示が要求される。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

スタッフはさらに、特定の場合に、企業にとって早期償還の特徴の公正価値が、資産の当初認識時に重要でないかどうかの決定が実務上不可能(IAS第8号にて定義)かもしれないと考えている。例えば、企業が組み込まれた早期償還の特徴を分離せず、IAS第39号に従って分離して会計処理しない場合に当てはまるかもしれない。それらの場合には、スタッフは、企業が早期償還の特徴に対する例外を考慮にいれることなく金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するといった移行に関する規定を加えることを提案した。

スタッフはさらに、上記が適用された際には、IFRS第9号への移行において実務上不可能であることを理由として、例外を考慮することなく評価された早期償還可能な金融資産の帳簿価額の開示が求められるであろうと述べた。その開示はそれらの早期償還可能な金融資産の認識が中止されるまで要求される。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

分類及び測定 (6/6)

IFRS第9号への移行 - 特定の分類及び測定要求の適用、及び減損の移行に関する問題(続き)

スタッフは、従前のIFRS第9号を既に適用し、完全版のIFRS第9号における修正後の分類及び測定を事後的に適用した企業に対する限定的修正EDにおける公正価値オプションに関する経過措置を確認することを提案した。それらの企業は具体的には、

1. 完全版のIFRS第9号の初度適用時において、修正後の分類及び測定の要求事項の結果、会計上のミスマッチがもはや存在しない場合には、以前の公正価値オプションの指定を取り消すことが要求されるが、会計上のミスマッチが引き続き存在している場合には、以前の公正価値オプションを取り消すことは認められない。及び
2. 完全版のIFRS第9号における修正後の分類及び測定の要求事項の適用開始によって生じた新たな会計上のミスマッチに公正価値オプションを適用することが認められるが、完全版のIFRS第9号の初度適用よりも前に既に存在していた会計上のミスマッチに公正価値オプションを新たに適用することは認められない。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

スタッフは、予想損失モデルの経過措置及び適用開始は、既存のIFRS財務諸表の作成企業と同じ程度に初度適用企業に関連性のある事項であると述べた。従って、スタッフは同じ経過措置を初度適用企業にも適用することを提案した。

審議会はスタッフの提案に同意し、問題は述べられなかった。

金融商品：金融資産の減損

減損 (1/5): スタッフペーパー5A - 表示および開示

- IASBは、2013年3月の公開草案「金融商品: 予想信用損失」(公開草案)における提案の明確化及び拡充に関する再審議を完了した。
- 今回の会議でIASBは、公開草案における表示及び開示の要求事項案を検討した。
- IASBは、表示及び開示の要求事項案に関して受け取ったフィードバックを議論し、当該要求事項案に何らかの変更を行うべきかどうかを検討した。

【調整表】

- 大多数の回答者は、金融資産の総額での帳簿価額の調整表に対する要求事項に反対した。主な理由は、そのような調整表の作成が非常に煩雑であり、そのためコストがかかるというものであった。
- 回答者は、総額での帳簿価額の変動は、現状の信用リスク管理目的(信用リスク管理は信用エクスポージャーに焦点を当てているのに対し、帳簿価額は財務報告数値である)では使用されないことから、容易に利用可能ではないと述べ、以下の運用上の困難さを挙げた。
 1. 信用リスクシステムには入金情報が含まれない。そのため、開示目的のみのフロー情報を生成する新たなシステムを開発するため、多額の資金を投資する必要がある。
 2. 調整表を作成するためには、予想信用損失の算定および信用リスクの変動を個々のエクスポージャー単位で捕捉する必要がある。回答者は、公開草案が予想信用損失の見積もり及び信用リスクの著しい増加の評価をポートフォリオ単位または集合的に行うことを明確に許容していることを指摘した。
- ある審議会メンバーは、情報がより集合的であるほど、その意味がより薄れることになると懸念を表明している。彼はまた、審議会が詳細に渡る全ての開示を要求しなければ、集合的な情報は、財務諸表利用者に対して適切なタイプの情報に焦点を当てないという懸念も表明した。
- しかしながら、IASBは、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を要求する公開草案での提案を暫定的に確認した。

減損 (2/5): スタッフペーパー5A - 表示および開示

- IASBIは、金融資産の総額での帳簿価額の期首残高と期末残高間の調整表を提供する要求事項を維持することを暫定的に決定した。しかし、IASBIは、調整表の目的は、総額での帳簿価額の変動の主要な決定要因に関する情報だけを当該変動が当該期間中の損失評価引当金の変動に関連している範囲で提供することである旨を明確化することも暫定的に決定した。
- 16名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

減損 (3/5): スタッフペーパー5A - 表示および開示

【担保】

- 多くの回答者は、担保に関する定量的な情報を提供することの運用上の困難さについて懸念を表明し、提案された開示の要求事項は、全体的により定性的であるべきであり、より広範な信用リスクの緩和要因を考慮すべきであると述べた。これらの回答者は、公開草案の第40項(a)により補足された、IFRS7「金融商品:開示」の現状の担保に関する要求事項が最も関連性があり有用な情報を提供すると考えている。
- 一部の回答者は、担保により全額が保全され、予想信用損失がゼロである金融資産は、担保により全額が保全されていないその他の金融資産と一緒に集合単位で管理されることがあり得ることから、第40項(b)で提案された要求事項は、担保により全額が保全され、予想信用損失がゼロである金融資産を特定するために、金融資産を個別に捕捉することを要求するものであると述べた。
- 回答者はまた、第40項(c)の要求事項は、担保により予想信用損失の重大さがどの程度減少しているのかを決定するために、全期間の予想信用損失の計算を二度 - 第一に、担保処分による回収をキャッシュ・フローに含め、第二に、これらの回収を除外する - 実施することを要求していると述べた。これらの回答者は、この作業を煩雑だと考えている。
- IASBは、以下の内容の明確化を条件として、担保及び他の信用補完に関する開示について公開草案での提案を暫定的に確認した。
 1. 定性的情報は、担保及び他の信用補完がすべての金融商品に係る予想信用損失の測定にどのように織り込まれているのかに関して開示すべきである。
 2. 担保及び他の信用補完が予想信用損失評価引当金(又は引当金)にどの程度影響するのかに関する定量的情報は、担保の公正価値に関する情報の提供を要求するものではない。
- 16名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

減損 (4/5): スタッフペーパー5A - 表示および開示

【その他の開示】

- IASBは、いくつかの開示の要求事項について詳細な議論を行わなかった。IASBは、以下の修正及び明確化を条件として、公開草案で提案されていたその他の開示を暫定的に確認した。

< 開示の目的 >

1. 提供される情報は財務諸表利用者が以下の点を理解できるようにすべきである旨を強調するため、目的を拡張することによって開示目的を強化する。
 1. 予想信用損失減損モデルの文脈において、企業が信用リスクをどのように管理しているのか。
 2. 予想信用損失の見積りに用いた手法、仮定及び情報
 3. 企業の信用リスク・プロファイル(金融商品に固有の信用リスク)。これには重要な信用の集中が含まれる。
 4. 当該期間中の予想信用損失の見積りの変更、及び当該変更の理由

< 定性的開示 >

1. 公開草案の第39項(d)に含まれていた実効金利又はその近似値の使用に関する割引率の開示をもはや要求しない。
2. 金融商品の条件変更に関する方針(条件変更された金融資産の信用リスクが当初認識時のものと比較して「著しく増大」しているとはもはや考えられなくなった旨を企業がどのように評価しているのかを含む)の説明を含める。
3. 信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価するに際してマクロ経済的情報の考慮が必要である旨を強調するという2013年9月の暫定決定を受けて、そのような情報が予想信用損失の見積りにどのように織り込まれたのかに関する説明も含める必要がある。

減損 (5/5): スタッフペーパー5A - 表示および開示

< 定量的開示 >

1. 条件変更の開示

1. 過去に条件変更され、当該期間中に損失評価引当金の測定が全期間から12か月の予想信用損失に変更されている金融資産の総額での帳簿価額(公開草案の第38項(a))の開示を要求するのみとする。
2. 公開草案の第38項(b)の要求事項は、第38項(a)に従って過去に開示され、信用リスクがその後に著しく増大して、損失評価引当金の測定が全期間の予想信用損失に復帰する結果となった金融資産の悪化率(すなわち、百分率)について言及していることを明確化する。

2. 直接償却の方針の開示

1. 「名目金額」という用語は契約上の残存金額を指すことを明確化する。
2. 公開草案の第37項の要求事項(履行強制活動の対象となっている資産の名目金額を開示する)は当期中に直接償却した金融資産に適用されるのみである一方、過去に直接償却したが依然として履行強制活動の対象となっている金融資産に関して説明的情報を提供する旨を明確化する。

3. 信用リスクの分解の開示

1. 公開草案の第44項の要求事項を修正し、延滞情報が信用リスクの著しい増大を評価するために利用可能な唯一の借手固有の情報である金融資産について、年齢分析の使用を認める。
 2. 公開草案の第44項における要求事項(企業は信用リスクに対するエクスポージャーを理解するため少なくとも3つの信用リスク格付けに金融商品を分解すべきであるとしている)を削除するが、その代わりに、信用リスクの分解を信用リスクが内部でどのように管理しているのかに合致させるとともに、継続的に首尾一貫したアプローチを適用することを要求する。
- 16名のIASBメンバーがこれらの緩和及び明確化に賛成した。

リース

両審議会は、貸手の会計及び借手の会計(少額リースに係る軽減措置を含む)について議論したが、決定事項は無かった

概要

- プロジェクトマネージャーは、合同会議の目的を紹介し、アジェンダペーパーの概要を説明
- 1月の合同会議の目的は、以下の点に関する深度ある議論をすること
 - a. 貸手の会計に関する可能な方向性
 - b. 借手の会計に関する可能な方向性、これには少額リースに係る軽減措置の提供に関する可能な方向性の考慮を含む
- 両審議会は、今回の合同会議において、借手及び貸手の会計モデルに関して結論に達することを求められていない。その代わりに、スタッフは、両審議会がアジェンダペーパーにおいて議論している可能性のあるアプローチについて質問があるかどうか、スタッフが研究すべき他のアプローチがあるかどうかを求めている
- 両審議会は2014年3月に開催される将来の合同会議において決定を求められる。
- アジェンダペーパーの概要は、アジェンダペーパー3に含まれており、その要約は次のとおり

次のステップ

- 今回の合同会議では、決定事項は無かった
- スタッフは、3月に開催される次回の合同会議に、審議会メンバーから得たコメントに基づき、新たなペーパーを提出する予定

アジェンダペーパーの概要の要約(1/2)

貸手の会計モデル(アジェンダペーパー3A)

- 貸手の二本立ての会計モデルにおけるタイプA又はタイプBの分類について、以下の3つのアプローチを検討
 - **アプローチ1** — リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンス又は販売であるか否かに基づき、貸手のリースの分類(タイプAかタイプB)を決定するアプローチ(即ち、現行の米国会計基準及びIFRSの貸手の会計の基礎である考え方)。この決定は、リースが原資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほとんど全てを移転するか否かに基づいて行われる
 - **アプローチ2** — このアプローチも、リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンス又は販売であるか否かに基づき、貸手のリースの分類(タイプAかタイプB)を決定する。しかし、このアプローチでは、売却益(又は損)が生じるリース — 一般的には、製造業及びディーラーである貸手のリースについては、貸手は、原資産に対する支配を借手に移転する(即ち、近日公表される収益認識基準における売却の要求事項を満たす)場合のみ、リースをタイプAのリースとして分類する。売却益(又は損)が生じないリース — 一般的には、金融業である貸手のリースについては、全てのリースをアプローチ1と同様の方法で分類する
 - **アプローチ3** — 貸手の事業モデルに基づいて、貸手のリースの分類(タイプAかタイプB)を決定するアプローチ

貸手のタイプAの会計(アジェンダペーパー3B)

- 貸手によるタイプAのリースの会計について、以下の2つのアプローチを検討
 - **アプローチA** — 全てのタイプAのリースについて2013年公開草案で提案された債権・残存アプローチを適用
 - **アプローチB** — 2013年公開草案で提案された債権・残存アプローチを適用せず、代わりに、考え得る若干の文言上の改善を条件として、全てのタイプAのリースに対して、現行のIFRSのファイナンス・リースの会計(現行の米国会計基準の販売型リースの会計でもある)を適用

アジェンダペーパーの概要の要約(2/2)

借手の少額リース(アジェンダペーパー3C)

- 借手の少額リースについて、リース・ガイダンスの適用上の軽減措置を提供する、以下の代替案を検討
 - リース・ガイダンスの中で明示的に重要性の要求事項を提供
 - 短期リースの認識及び測定の免除規定を拡大
 - リース・ガイダンスをポートフォリオ・レベルで適用することを容認
 - 少額リース又は非中核資産のリースについて、明示的な範囲除外を規定

借手の会計モデル(アジェンダペーパー3D)

- 借手の会計モデルについて、以下の3つのアプローチを検討
 - **アプローチ1** - 単一のアプローチ。借手は全てのリースをファイナンスによる使用権資産の購入として会計処理。従って、全てのリースはタイプAのリースとして会計処理(即ち、使用権資産の償却費はリース負債の利息とは別に認識)
 - **アプローチ2** - 二本立てのアプローチの維持。2013年公開草案の提案と類似のリースの分類だが、リースの分類テストについての的を絞った簡素化と改善を提供。借手は、不動産以外の全てのリースをタイプAのリースとし、大部分の不動産のリースはタイプBのリースとして会計処理(即ち、単一のリース費用を認識)
 - **アプローチ3** - 二本立てのアプローチの提案。現行の米国会計基準(ASCトピック840「リース」—従前のSFAS第13号「リース会計」)及びIFRS(IAS第17号「リース」)と整合したリースの分類方法。借手は、既存のキャピタル(米国会計基準)/ファイナンス(IFRS)・リースの大多数をタイプAのリースとし、既存のオペレーティング・リースの大多数をタイプBのリースとして会計処理

借手及び貸手の会計モデル(アジェンダペーパー3E)

- 借手及び貸手によるリースの分類に関する可能なアプローチの適用を図示

IASB/FASBの審議会メンバーからのコメント(1/3)

貸手の会計モデル及び貸手の会計

IASB

- ある審議会メンバーは、スタッフペーパーが本プロジェクトの公開草案からの改善であるとの見解を表明し、また、スタッフに対して、次回3月の合同会議には、スタッフペーパーにおいて、コストと複雑性の説明に焦点を絞るよう要求
- ある審議会メンバーは、スタッフに対して、現在、対称性が重要でないとする理由の説明を求め、そして、各モデル又はアプローチの理解のため、更なる設例が必要であると述べた。
- プロジェクトマネジャーは、アプローチは2013年公開草案に対して受け取ったフィードバックを基にしていると回答。概念的には、対称的なモデルの方がより適当であると考えているが、コストと複雑性への対応のため、スタッフは対称性に焦点を絞らないこととした
- ある審議会メンバーは、重要な問題が借手のモデルであるならば、貸手のモデルよりも借手のモデルに焦点を絞る必要があると述べた
- 議長は決定は3月に行われると述べた。目的は、現行の貸手の会計モデルを改善することであり、コストと複雑性への対応のため、対称的なモデルのアイデアは除外し、新たな概念を加える必要はない
- ある審議会メンバーは、スタッフが示した二本立てのモデルよりも複雑性が軽減される方が好ましいと述べた

FASB

- ある審議会メンバーは、アプローチ1及び2においてリスク及び経済価値アプローチ及び支配の混同がみられると述べた。重要なことは、当該リースが売却か否かではないか？第三者の関与によりさらに複雑になる。一旦、契約がリースであると決定されれば、第三者の関与のような他の契約の分析を始めることが出来る。売却益があるという事実は分類の目的のみに関連する
- ある審議会メンバーは、スタッフに対して、各タイプのリースにおける表示の影響を明確にするよう要求
- ある審議会メンバーは、分類の目的のためには、より具体的な要素に焦点を当てる必要があるため、事業モデル・アプローチは支持しないと述べた

IASB/FASBの審議会メンバーからのコメント(2/3)

少額リース

IASB

- ある審議会メンバーは、範囲を特定する目的のため、非流動資産の5%の様な特定の閾値がある方が好ましく、その結果、基準が適用されるのはリースの利用が高い企業となる、と発言した。この提案はIASB又はFASBの審議会メンバーの支持を得られなかった
- ある審議会メンバーは、非中核資産の概念を放棄する前に、客観的な規準があるはずであると述べた。例えば、棚卸資産の一部として資本化出来る項目には客観的な規準がある
- 複数の審議会メンバーが、ポートフォリオ・アプローチへの支持を表明し、更に検討すべきであると述べた
- プロジェクトマネジャーは、審議会メンバーはリース会計を適用する際の負担の軽減のために、1つ又は複数又は追加的な代替案を選択することが出来ると説明した

FASB

- 複数の審議会メンバーが、IASBメンバーのコメント(左記参照)を支持すると述べた
- ある審議会メンバーは、公開草案ではポートフォリオを定義しておらず、明確にする必要があると述べた
- ある審議会メンバーは、基準の中に重要性の概念を加えるべきではないと述べた

IASB/FASBの審議会メンバーからのコメント(3/3)

借手の会計

IASB

- ある審議会メンバーは、タイプBのアプローチにおいて、債務があるにもかかわらず利息費用がないという表示上の不整合に関する懸念を表明。また、必ずしも有形固定資産ではない資産の分類に関する他の選択肢を検討することを志向。
- ある審議会メンバーは、ほとんどのリースは1つのカテゴリーに入るため、単一のモデルを愛好すると述べた。
- ある審議会メンバーは、スタッフに対して、減価償却(定額法対消費ベース)に関する関係者のコメントの更なる検討を指示
- 議長は、概念的にはアプローチ1が最も合理的で、アプローチ2は概念的には弱いはまだ擁護でき(現状、利用者は特定の業種についてはタイプBのモデルを期待している)、アプローチ3は概念的に最も弱いいため支持を得られないと予想されることから実現可能性は低いように見えると述べた。アプローチ1をデフォルトとして、アプローチ2は小売業の様な特定の業種に限定した選択肢、即ち、検討すべき選択肢として愛好する。
- ある審議会メンバーは、この選択肢の適用が、取消不能であるべきか否か、又は、変更可能とすべきか否か、そして何を基礎として変更可能か、についてコメントした

FASB

- ある審議会メンバーは、スタッフペーパー3Dの Paragraph 38(c) の「一部の関係者は、不動産リースの分類の際に、原資産の残存する経済的耐用年数を使用し、不動産以外の資産のリースの分類の際に、原資産の総経済的耐用年数を使用する提案を支持していない」を参照して、同一期間、同一物件をリースする場合に、リースの開始時点が資産の経済的耐用年数の初期か後期かにより、異なるリースの分類があり得るため、この懸念を共有すると述べた
- プロジェクトマネジャーは、資産の残存耐用年数は資産の残りの便益を反映するため、リースを分類する際には目的適合性があるとコメントした
- ある審議会メンバーは、借手は資産の経済的耐用年数の始期か終期かについて交渉しないと述べた
- ある審議会メンバーは、アプローチ2はキャッシュ・フローの分類における複雑性を加える選択肢を招くと述べた
- FASB及びIASB(IASB議長を含む)の複数の審議会メンバーは、リースが未履行契約であるとは思わないと述べた

保險契約

保険契約 (1/7): コメントレターサマリー

1月22日のIASB・FASB合同会議で、それぞれの保険契約公開草案(ED)に対するコメントレター(IASBは194通、FASBは200通超)の分析結果とコメント期間に実施されたそのフィールドワークの結果が報告された。会議は、IASBの再EDに含まれていた7つの質問項目に対応するかたちで議論が行われた。

1. 契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック

(IASB)

- 過半数の関係者がEDの提案を大枠で支持していた。
- ただし、ほとんどの関係者が、リスク調整の変動を純損益で処理するのではなく、アンロックのメカニズムに含めるよう提案していた。IASBはこのような処理が複雑すぎると考えているのと対照的に、過半数の関係者は実施可能と考えている。
- 多くの関係者がCSMの(純損益への)認識期間と認識パターンについての提案の洗練を求めており、「サービス」についてのIASBの定義に疑問を呈する者もいた。
- 他には、以下のような案が提案された。
 - ✓ 他の変数に対してもCSMを調整する案
 - ✓ 過去にキャッシュ・フロー(CF)見積りの悪化がCSM残高を超過し、当該超過部分(損失)を費用として純損益に認識した不利なポートフォリオについて、その後にCF見積りが改善した場合、いきなりCSMを計上するのではなく、その損失を戻し入れる案

(FASB)

- FASBの提案はマージンの調整を行わない(リスクからの解放にしたがって償却)であったが、圧倒的多数がアンロックを要望した(以前にアンロックに反対した理事のうち2名も、アンロック派に転じた)。

保険契約 (2/7): コメントレターサマリー

2. ミラーリング・アプローチ (MA)

(IASB)

- ほとんどの関係者が、会計上のミスマッチを回避しようという両審議会の意向に同調しつつも、MAは複雑すぎると批判した。
- 多くの関係者が、有配当契約(MA)と他の保険契約(ビルディング・ブロック・アプローチ及び保険料配分アプローチ(PAA))とで不整合な測定になることへの懸念を提示した。また、MAが適用される範囲が不明確な点を疑問視した。
- 多くの関係者が、オプション及び保証が、MAが適用されるかどうかによって不整合な取扱いとなる点に反対し、常に現在の価値で測定されるべきと述べた。
- 作成者、規制当局を含む一部の関係者からは、裏付資産が取得原価または償却原価で測定される場合にMAを用いることについての懸念が示された。
- 示された主な代替案(このようなコメントに対して、理事からは驚きの声があがった)
 - ✓ MAを完全に棄却し、会計上のミスマッチを資産側で除去することに焦点を当てる。
 - ✓ MAの範囲をさらに限定する。
 - ✓ 複雑性を軽減する。

(FASB)

- ほとんどが肯定的な意見で、コメントはほとんどなかった。

保険契約 (3/7): コメントレターサマリー

3. 収益及び費用の表示

(IASB)

- IASBの提案に対する関係者の反応は様々であった。
- 支持派の多くが損害保険会社
保険料配分アプローチ(PAA)の適用の可能性が高く、PAAの表示はコメントの対象ではないが、EDの提案に類似したものである。
- 重要な保険事業も営むコングロマリットや一部の銀行グループからも支持があった。
- 反対派のほとんどが生命保険会社
特に、投資要素を保険契約収益及び費用から除外する点に反対した。
- 多くの関係者が、表示される収益の金額の意義、その計算と必要データ入手のための複雑性及びコストに対する懸念を示した。
- 理解可能性、有用性、利用者が求めるボリューム情報の欠如に対して全般的に懸念が示された。
- 多くの関係者が要約マージン表示への回帰を求め、また、受取保険料(Premium Written)のような他のボリューム情報を提案した。

(FASB)

- IASBと同様。

保険契約 (4/7): コメントレーターサマリー

4. 割引率の変動の影響のOCIでの表示

(IASB)

- ほとんどの関係者がOCIの利用を歓迎したが、会計上のミスマッチが新たに生じうるため、OCIの利用を強制することには多く(特に生命保険会社)の反対意見があった。
- ALMの結果として会計上のミスマッチの程度が増大すると考える者もいた。
- OCIによる解決策への賛成者と反対者のいずれもが、複雑すぎて適用できないだろうと考えている。
- 損害保険会社は、発生保険金(負債)の割引に対して契約開始時に固定(ロックイン)された割引率を適用することに懸念を示し、事故発生日の率の使用を望んでいた。
- ほとんどの関係者が、OCIの使用を強制ではなくオプションとするよう望んでいる。
- 他には、割引率を期首に再設定、IFRS第9号で定義されている実効金利、資産ベースの割引率が代案として示された。

(FASB)

- オプションとすることについてはIASBと同様のコメントであった。
- 多くの関係者は資産ベースの割引率を望んでいる。
- 理事は、IASBとFASBの間で割引率の定義のコンバージェンスを確保することが重要であると述べた。

保険契約 (5/7): コメントレーターサマリー

5. 新基準への移行(経過措置)

(IASB)

- ほとんどの関係者が、遡及適用とその実務上の簡便法を歓迎し、また、導入に3年が必要と考えている。
- 移行日前後の契約によってCSM測定の正確性に潜在的な相違が生じるならば、CSMの測定をより簡単に行うことで、さらなる簡素化を導入すべきとの一部意見があった。
- 特に日本からは、移行時におけるCSMの見積りにより資本がマイナスとなることへの懸念が示された。
- ある理事は、CSMの遡及的見積りが困難であることへの対処として、将来に向けて見積るよう提案した(移行時点の契約を公正価値で評価し、CSMを事後測定において再見積りする)。

(FASB)

- マージンがアンロックされるのであれば、経過措置はより容易に導入可能であるとの意見があった。
- 一部関係者は、後知恵の利用を容認するよう提案した。
- 関係者は導入に3年から8年を要すると考えている。

保険契約 (6/7): コメントレーターサマリー

6. コスト・ベネフィットと生じうる影響

(IASB)

- ほとんどの関係者が対応に要するコストと提案の複雑性に対して懸念を示した。
- 多くの関係者が(たとえ一部法域にとっては後退であったとしても)比較可能性の向上のために早期に新基準書を導入することを促した。
- 過半数の関係者が、USGAAPとのコンバージェンスは便益と考えているが、コンバージェンスの達成とIFRS第4号の完成のいずれを優先させるかについては見解が異なっている。
- 主に欧州の関係者はコンバージェンスによって新しいIFRSの導入を遅らせるべきではないと考えており、一方で、主に米国及びカナダはコンバージェンスを強調した。

(FASB)

- 過半数の財務諸表利用者は、短期(Short-duration)契約については既存のUSGAAPがうまく機能しているので、長期(Long-duration)契約についてのみ現行のUSGAAPを限定的に改善することを支持していた。

保険契約 (7/7): コメントレターサマリー

7. FASBに寄せられたその他の論点

- 長期契約と短期契約とでモデルが異なることについて過半数が支持していた。
- 一部は、ビルディング・ブロック・アプローチをオプションとすることを支持していた。
- 米国の損保業界及び財務諸表利用者は、現行USGAAPの変更に反対していた。
- 多くの関係者は、FASBのEDではPAAが強制適用となる規準が適切に記述されていないと考えている。

- 多くの関係者が、履行キャッシュ・フローに含まれるキャッシュ・フローの範囲について同意していた。
- 約半数の回答者が、キャッシュ・フローの仮定が毎期末に更新されることについて同意しつつも、四半期報告が要求される場合に生じうるボラティリティに対して懸念を表明した。
- 多くが、仮定は一時的でないと考えられる状況の変化が生じた場合にのみ更新されるべきとコメントしていた。

- いくつかのコメントレターにおいて、ポートフォリオの定義に対する懸念が示されていた。

- 多くが単一マージンを支持し、ほぼすべての関係者がマージンのアンロックを支持していた (FASB EDでの提案はロックイン)。

- FASBは、四半期報告書においても見積りの変更を要求するか、年次でのみ要求するかについて将来において検討することを決定した。FASBは、ポートフォリオの定義及びマージンのアンロックについて、コンバージェンスを達成したいとの意向を示した。

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited